

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園業務方法書 新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="129 268 1061 304">独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園業務方法書</p> <p data-bbox="85 363 546 400">第 1 条から第 1 5 条まで (略)</p> <p data-bbox="103 459 703 496">(競争入札その他契約に関する基本的事項)</p> <p data-bbox="85 504 1111 675">第 1 6 条 のぞみの園は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他別に定める場合は、指名競争入札又は随意契約によることができる。</p> <p data-bbox="85 683 1111 946">2 <u>1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定(以下「改正協定」という。)その他の国際約束を実施するため、のぞみの園の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、のぞみの園が別に定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="85 1005 577 1042">第 1 7 条から第 2 1 条まで (略)</p> <p data-bbox="129 1098 309 1177"><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p data-bbox="85 1185 1111 1265">第 1 条 この業務方法書の変更は、改正協定が日本国において効力を生ずる日から施行する。</p> <p data-bbox="85 1273 1111 1441">第 2 条 <u>第 1 6 条第 2 項の変更の施行の際施行の日前において行われた公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、変更前の同項の規定は、同項の変更の施行後も、なおその効力を有する。</u></p>	<p data-bbox="1182 268 2114 304">独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園業務方法書</p> <p data-bbox="1137 363 1599 400">第 1 条から第 1 5 条まで (略)</p> <p data-bbox="1155 459 1756 496">(競争入札その他契約に関する基本的事項)</p> <p data-bbox="1137 504 2163 675">第 1 6 条 のぞみの園は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。</p> <p data-bbox="1137 683 2163 810">2 <u>政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)その他国際約束の対象となる契約については、のぞみの園が定めた調達手続によるものとする。</u></p> <p data-bbox="1137 1005 1630 1042">第 1 7 条から第 2 1 条まで (略)</p>